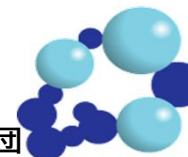


国立公園等資源整備事業費補助金【概要説明資料】

令和7年度
補助執行団体
公益財団法人
北海道環境財団



HOKKAIDO
ENVIRONMENT
FOUNDATION

本補助金では、国際観光旅客税を財源として【1】「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業」及び【2】「国立公園等多言語解説等整備事業」の二つの事業を実施しています。
本資料では【1】の概要を紹介します。

【1】国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 【全国対象事業】(補助事業予算額:約10億)

ポイント!



本事業(B国立公園利用拠点上質化整備事業)を活用する場合には「**国立公園利用拠点計画**」を市町村が主体となって、利用拠点の関係者とともに作成し、事前に環境大臣宛に提出する必要があります。※自然公園法に基づく「利用拠点整備改善計画」について、環境大臣の認定を受けている場合も本事業の活用が可能です。

補助事業 の対象

補助率
1/2

対象事業者	民間事業者、都道府県、市町村等
対象エリア	国立公園の自然公園法で指定された特別地域内または集団利用施設地区内
対象事業	A)国立公園利用拠点計画策定支援事業(※利用拠点整備改善計画策定のみ補助率2/3) B)国立公園利用拠点上質化整備事業 C)国立公園核心地利用施設改修事業

※補助を受ける場合は、各種要件があります。詳細については、公募要領をご確認ください。

【1】国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

【1】「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業」では、以下のA～Cの事業があります。

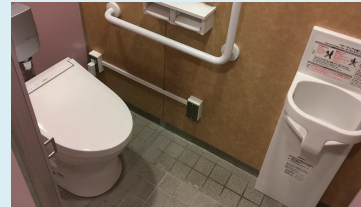
A) 国立公園利用拠点計画策定支援事業 【事業内容については、公募要領(巻末HPアドレス参照)をご覧ください】

B) 国立公園利用拠点上質化整備事業、C) 国立公園核心地利用施設改修事業

B) 国立公園利用拠点上質化整備事業

「国立公園利用拠点計画」または「利用拠点整備改善計画」に基づき実施する事業です

新築における整備も可
※駆体は対象外

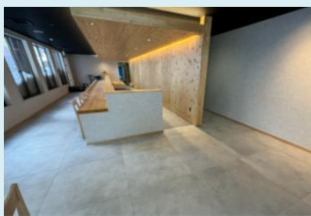
区分	B-1 廃屋撤去事業	B-2 インバウンド対応機能強化事業
対象事業	廃屋の撤去・処分 ※撤去後の跡地が地域活性化のために利用されるものが対象 ※廃屋化させた事業者ではなく、跡地を買い取った事業者であること等の条件あり 〈例〉   整備前 → 整備後 ※跡地では、周辺一帯エリアの再整備にあわせ、新たな観光地化を計画	ア) 多言語サイン・標識の整備 イ) 公衆無線LAN環境整備 ウ) トイレ洋式化 ・洋式便器の交換(温水洗浄便座の新規設置)、新設も対象 ・洋式化を行う前提で、トイレ内付帯設備の整備も対象 〈例〉   整備前 → 整備後 ※洋式化に併せて、手すりやベビーチェアを設置

※補助を受ける場合は、各種要件があります。詳細については、公募要領をご確認ください。

【1】国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

B) 国立公園利用拠点上質化整備事業

「国立公園利用拠点計画」または「利用拠点整備改善計画」に基づき実施する事業です

区分	B-3 文化的まちなみ改善事業	B-4 既存施設観光資源化促進事業
対象事業	ア) 外構修景(門、塀、さく、植栽、街灯など)	利用停止又は利用機会が減少した既存施設の内装整備・設備整備 ・インバウンド受入環境整備を前提とした機能転換・機能強化が対象 例) ホテルの客室: 和室の大部屋 ↓ 少人数(2~3名)の洋室へ改修(壁やドア、床の改修) 〈例〉   整備前 整備後 ※使用されていない部屋を飲食店へと改修
	イ) 建築外観修景 〈例〉   整備前 整備後 ※地域の自然公園法の規則に則り、デザインをシンプルにし、景観の統一を図った	
	ウ) 建築設備等修景 (給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽)	
	エ) その他(温泉設備の修景、ストリートファニチャーや案内板の整備など)	

※補助を受ける場合は、各種要件があります。詳細については、公募要領をご確認ください。

【1】国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

B) 国立公園利用拠点上質化整備事業

「国立公園利用拠点計画」または「利用拠点整備改善計画」に基づき実施する事業です

R7 新規

区分	B-5 引き算の景観改善	B-6 利用拠点滞在環境改善事業 ※対象地域が限定されています
対象事業	ア) 無電柱化 (電線の地下埋設、その他の方法により、電柱又は電線の地上における設置を抑制し、地上の電柱又は電線を撤去する事業)	ア) 建築物等の撤去
	イ) 通景伐採 (利用拠点においてシンボルとなっている山岳や海、湖等への展望の妨げとなっている木竹を伐採する事業)	イ) 滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成 (オープンスペース、四阿、ベンチ、遊歩道、トイレ、駐車スペースなど)
	ウ) 景観を阻害する工作物の撤去・移設 R7 新規 (利用拠点においてシンボルとなっている山岳や海、湖等への展望の妨げとなっている工作物を撤去または移設する事業)	※環境省「国立公園における滞在体験の魅力向上のための先端モデル事業」のモデル地域及び利用拠点整備改善計画区域が対象です
	エ) 駐車場の緑地化 (国立公園利用サービス施設の既存の駐車場において、その全部又は一部の舗装を撤去し、跡地で芝生化、植栽または美装化整備を行う事業)	※対象地域だけが活用できるメニューです！！ 先端モデル地域は・・・ 十和田八幡平国立公園(十和田湖地域)、中部山岳国立公園(南部地域) 大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)、やんばる国立公園 利用拠点整備改善計画を策定することで活用が可能です！！ 現在の策定区域は・・・ 阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇山上地区)、 磐梯朝日国立公園(磐梯我妻・猪苗代地区)五色沼東エリア

※補助を受ける場合は、各種要件があります。詳細については、公募要領をご確認ください。

【1】国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

【1】「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業」では、以下のA～Cの事業があります。

A)国立公園利用拠点計画策定支援事業、B)国立公園利用拠点上質化整備事業 **C)国立公園核心地利用施設改修事業**

C)国立公園核心地利用施設改修事業

国立公園核心地利用施設計画※に基づき実施する事業です

Cは、「山小屋」等の山岳利用に
資する施設が対象です

対象事業	インバウンド受入れ環境整備など、施設利用者の増加に資することを目的とした山小屋の <u>外装、内装、設備等の改修</u>
要件	<u>地域協議会の推薦が必要です</u> ※協議会とは・・・山小屋事業者と地方自治体等の団体の参画により組織するもの

〈例〉



整備前



整備後



整備前



整備後



整備前



整備後

※各計画の詳細、具体的な要件は、公募要領をご確認ください。

■本件に関する問い合わせ先



公益財団法人 北海道環境財団

※令和7年度環境省国立公園等資源整備事業費補助金執行団体

電話:011-206-9980 (受付時間:平日 10:00~17:00)

メールアドレス joushitsu_np@heco-spc.or.jp

ホームページ https://www.heco-spc.or.jp/nprs2025_joshitsu/kobo02.html

※公募要領等は、上記HPよりご確認ください。

〈令和7年度公募スケジュールについて〉

1次公募 令和7年4月21日~令和7年 5月23日 終了しました

2次公募 令和7年6月24日~令和7年12月10日

※原則として月単位で応募案件をとりまとめ、審査・採択します

第1回取りまとめ 令和7年 7月21日 17時必着 終了しました

第2回取りまとめ 令和7年 8月31日 17時必着 終了しました

第3回取りまとめ 令和7年 9月末 17時必着

第4回取りまとめ 令和7年 10月末 17時必着

2次公募締め切り 令和7年12月10日 17時必着